

令和5年度第1四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
高浜発電所3、4号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月26日、高浜発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445891.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
玄海原子力発電所3、4号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月24日、玄海原子力発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445897.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
川内原子力発電所1、2号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月16日、川内原子力発電所1、2号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445899.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
大飯発電所3、4号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和4年9月12日、大飯発電所3、4号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の未然防止処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。また、事業者による同検査指摘事項の未然防止処置における調査において、火災防護対象ケーブルの選定時に制御盤の選定が不十分であり、系統分離対策が施工されていない制御盤があることが確認された。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445888.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
美浜発電所3号機 不適切な設計管理による火災防護対象ケーブルの系統分離対策の不備	令和5年1月12日、美浜発電所3号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の是正処置の対応状況の確認を行ったところ、火災防護対象ケーブルに系統分離対策が施工されていないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445881.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424999.pdf
美浜発電所3号機 誤った評価条件の設定による充てん／高圧注入ポンプ漏えい油を火災源とする火災影響評価の未実施	令和5年6月1日、美浜発電所3号機において、原子力検査官が、令和4年度第1四半期の検査指摘事項「美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策」の是正処置の対応状況の確認を行ったところ、充てん／高圧注入ポンプの油回収皿の火災影響評価が不適切であることを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445881.pdf https://www.nra.go.jp/data/000398642.pdf
高浜発電所3号機 原子炉補機冷却水冷却器の連続運転時間の管理不備による冷却器伝熱管漏えい	令和5年3月15日、定格熱出力一定運転中の高浜発電所3号機のC原子炉補機冷却水冷却器において、冷却水の海水側への漏えいの可能性が確認され、詳細点検を行うため当該冷却器を隔離したことから、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。事業者による調査の結果、当該冷却器の連続運転時間は本来約6か月程度で管理されるべきところ、管理不備により8か月であったことが確認された。	緑	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445891.pdf https://www.nra.go.jp/data/000424042.pdf
玄海原子力発電所3号機 不適切な点検計画表の管理によるB安全補機室冷却ユニット定期事業者検査実施時期の超過及び原子力規制委員会への誤った報告	令和5年1月18日に、令和4年1月21日から令和5年1月10日まで実施された定期事業者検査(以下「定事検」という。)に係る原子力規制検査を実施したところ、3B安全補機室冷却ユニット(以下「当該設備」という。)の定事検に係る2つの事象を原子力検査官が確認した。 ①事業者の点検計画表において、当該設備に対する定事検の点検頻度が2保全サイクルとなっているにもかかわらず、定められた点検頻度で実施していなかった。 ②3号機第16保全サイクル開始時に原子力規制委員会へ報告された定事検報告書において、当該設備の定事検を第14保全サイクルに実施していないのに実施したとして報告していた。	-	SL IV	https://www2.nra.go.jp/data/000445897.pdf

令和5年度第1四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
四国電力株式会社伊方発電所における核物質防護事案(立入承認、出入管理)	防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。	緑	SL IV	https://www.nra.go.jp/data/000445746.pdf

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

令和5年度第1四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

令和5年度第1四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類
 深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。